

1994年1月25日 No. 12

全国一般労働組合全国協議会

編集発行人 遠藤 一郎

東京都港区新橋3-21-7松本ビル

TEL 03-3434-1236

FAX 03-3433-0334

# 全国一般全国協

## 全国一般運動の特徴を發揮し 組織拡大の年にしよう！

全国一般全国協 中央執行委員長 中岡基明

九三年は自民党政府が倒れ細川連立政権が誕生しました。大きな政治的転換が行なわれるのではないかと期待されましたが、実際は自民党政府がなしえなかった様々な政治反動がなされてきました。コメ自由化を始め、小選挙区制、自衛隊法の改悪など社会党も参加した細川内閣が提案した改悪案が越年継続国会の中

弱い者の人権がないがしろに

一方、バブル経済の崩壊は、円高の進行のもとで戦後最悪の長期不況が進み、経営は「リストラ」と称してホワイトカラー、中高年者の首きり、外国人労働者の排斥を行ない、管理職の削減に奔



11・16衆議院面会所前にて  
小選挙区制導入反対の闘い

に集中しています。

走っています。工場をアジアをはじめとした海外へ移設することによって国内産業の空洞化は今後ますます進行することになるでしょう。職場ではそこかしこで、外国人労働者の人権がないがしろにされています。

### 組織問題をバネ に本部体制の強化と 争議支援の成果

全国協はこの一年、東京労組の組織問題発生、脱退という事態にもかかわらず、各労組の奮闘と団結の強化をはかり、本部体制の強化とともに着実に前進してきました。また、ゼネラルユニオン、ふくおか生協労組を新たに仲間として迎えることもできました。そして外

国人労働者問題で東西を  
通じた争議支援など成果  
を著実に上げることが  
できました。

### リストラ攻撃を吹き飛ばし 全ての争議に勝利しよう！

反戦平和・民主主義・労働者の国際連帯を

九四年の政治的経済状況はますます悪化し労働者にとって極めて厳しい事態が予想されます。とくに私たち中小労働者にとっては、企業の存在さえ危ういものとなり生活と権利を防衛する闘いは厳しいものとなるでしょう。私たちには今こそ労働組合の存在意義をかけた闘いが求められることとなります。九四春闘では「リストラ」首きり合理化と対決し、権利を一步も譲らず、大幅賃上げを獲得する闘いを作り出しながら、臨時パート、外国人労働者、未組織労働者の先頭にたって闘いぬかなければなりません。労働相談を各地に拡充し、私たちの仲間に加

えながら、全国一般運動

更には、昨年末だされた、国鉄闘争の中央労働委員会命令をステップとして、政府-JRに對する闘いを強化しながら、完全勝利に向けて奮闘し、全ての争議に勝利する年としたいと考えます。

また、政治状況は混沌としていますが、私たちは反戦平和、民主主義を守り、労働者の国際連帯という立場から、政府の反動政策には毅然と対決し、闘いを強めることが求められます。

中小労働運動のセンターとして全国協を確立し運動を發展させながら、組織の強化拡大の年にしよう！

# 外国人労働者の生活と権利のためのシンポジウム

## 外国人労働者の直面する問題は日本の労働現場の問題

外国人労働者の労働問題を取りくむ組合などが中心となって、「外国人労働者の生活と権利のためのシンポジウム」が十

二月十二日開催されました。

シンポジウムは午前中、各組合の労働相談活動の現場からの報告を受

けながらお互いの実情と問題点を含めた意見交換が行なわれ、つづいて午後は、外国人労働者の直面する問題が労働組合に

求めるものはなにかというパネルディスカッションが行なわれました。ディスカッションは、まず全統一労組の鳥井さんより「労働者の権利は国籍や資格のあるなしにかかわらず保障されている」という基調提起があり、生井規友さん(都労

経局)から労政事務所に寄せられた相談の報告を受けました。天明佳さん(港町診療所)からは「3K職場で働く外国人労働者の診療から、日本の労働現場の安全衛生の遅れをみることでできる。そういうことを組合がどう考えるのかという

ことをみずからの問題としてみてほしい」と組合への痛烈な問題提起がありました。水野英樹さん(外国人労働者弁護団)は「日本の法制度が外国からの出稼ぎ者を念頭においていないので、労災などの賠償額をめぐる問題が起きている」と紹介。鶴嶋雪嶺さん(関西大経済学部教授)は「外国人労働者は日本に対して貢献している」と主張して行くことと日本人の側が支援して行くことが権利の保障につながっていく」と。また、松田瑞穂さん(日雇組)は「バー、クラブで働く女性たちの問題も組合で取り組めることがあるはず。ぜひ組織化を」と組合に要請しました。

# 12・24 中労委命令を受けてどう闘うか

国鉄労働組合中央執行委員

永田稔光

中労委は、昨年12月24日に北海道、大阪の採用差別事件について、「救済命令」を交付した。

命令の概要は、両事件ともに「国鉄とJRの一体性」を事実上認め、JRを「当事者適格」として「不当労働行為」の無無については、北海道事件については認められたものの、大阪事件については、初審命令を覆した。さらに、北海道の救済対象者についても、一九九〇年四月に清算事業団から解雇された者と限定している。

中労委が命令を出した背景は、第一に、国労とりわけ闘争団組合員、家族を中心とした長期闘争体制の確立と共闘の拡大があげられる。

労働省の解決への決意があげられる。第四に、解雇という人権問題に対する労働界の動向も起因している。



12・24 中労委命令を受けて JR本社前抗議行動

方向を示している。したがって、前述してあるように、きわめて政治的な装いをもった命令といえる。

もちろん、武装解除せず、闘争体制を更に強化し、共闘を拡大し、勝利解決にむかって全力で闘う。

私たちは、この命令を国鉄闘争全体の中で運動論的にとらえ、国労事件の全面解決にむかって、解決要求づくりをすすめる。当面、JR各社・国鉄清算事業団に対し、「紛争解決にむけた姿勢を示す」ように迫るとともに、政府に対しては、JR各社に対し、解決にむけた指導と必要な措置を講ずるよう「政治責任」を求めて闘いを展開する。

討論は現場からの報告を交え夕方まで続き、実行委は、ひきつづき春闘で外国人労働者の闘いに連帯していこうと提起しシンポジウムは終わりました。

# 全国協春闘アンケート 調査結果出る

## 物価引下げ、減税、賃上げを

九四春闘を前にして、全国一般全国協は春闘アンケート調査を行い十二月末日現在で三千六百件の回収をした。詳しい分析と評価については全国協の春闘パンフレットに譲りここでは概要について解説をする。

(1) 解答者の性別、年齢別の内訳は表に有るとおりで男性は三〇代、四〇代が多く六〇・七%、正社員が九五・六%。女性は四〇代、五〇代が多く七六・〇%、雇用形態では正社員が四八・七%、パートが四二・八%となっている。

(2) この一、二年の生活状態の変化については、五〇・七%の解答者がしだいに苦しくなっているとし、共働きが四三・〇%となっている。

家計で切詰めている経費については衣料品や娯楽レジャー費を節約していると解答している。

(3) 職場での改善要求についての質問では第一に賃金、第二に退職金、第三に労働時間、住宅及び扶養手当(男性)第四に社会保険料、第五に人員補充についての改善を望んでいる。賃金の格差・査定の実態については男性解答者の五五・三%、女性解答者の四二・五%が必要としている。

全 体	1,775	1,820	3,600
年 齢 別	男 性	女 性	合 計
(1) 19才以下	14	17	31
(2) 20~29	330	166	496
(3) 30~39	560	219	779
(4) 40~49	517	681	1,198
(5) 50~59	299	703	1,002
(6) 60才以上	55	34	89
無 回 答			5
雇 用 形 態 別	男 性	女 性	合 計
(1) 正社員	1,703	887	2,591
(2) 臨時	4	109	113
(3) 嘱 託	41	25	66
(4) 派 遣	2		2
(5) パート	18	780	798
(6) アルバイト		8	8
(7) その他	4	8	12
無 回 答			10

(4) 時間外労働は不況が影響しているのか男性解答者の三八・六%が殆ど

国際シンポジウム

### 自衛隊海外派兵反対

アジアの仲間と共同行動

十一月二三日東京、十一月二五日大阪、十二月三日中部で、「日米軍事同盟―自衛隊海外派兵反対、日本の安保常任理事国いり反対」の国際シンポジウムが行なわれました。十二月八日には、外務省抗議デモや京都大久保基地抗議行動が組織されました。これらの取り組みは、全国一般全国協等が呼びかけた実行委員会が開催しました。

無し、月五〜二五時間が三三・二%。年次有給休暇の取得では七〇%以上の取得者が六一・六%となっている。しかし健康状態では七二・六%解答者が疲労感や治療に通っているとしている。

(5) 年金制度についての質問では現行の制度の充実を要求する解答が多く、ついで負担増が有った。

海外からは、フィリピンKMU・バヤン・ガブリエラ、ネパール労働総同盟、台湾人権協会、インドネシアの代表が参加しました。日本側も、全国一般全国協、全日建関係、東水労、大阪全労協、東部労組、横浜緑区職労、海技協労、郵政全協、部落解放同盟東京都連の仲間や、海外派兵に反対する市民運動、学生等が実行委に参加しました。

そして、各国代表は、国際幹事会を開催し、ネパール、フィリピンでもシンポジウムを行なうことと、また、九四年十月には第二回国際会議を行なうことを決議しました。十一月・二二東京集会で、元衆議院議員斎藤一雄氏が実行委挨拶を行ない、各国代表は、日本の経済侵略に反対する共同行動を呼びかけました。全国協からは、倉田副委員長が司会を担当し、中岡委員長が団結頑張ろうを行ない、集会は成功しました。



11・23国際シンポジウム夜全体集會

でも支給開始年齢(六〇才)を守らせる、定年延長などと結びつけて支給開始年齢の引き上げを考えるという順になっている。

(6) 九四春闘については意見が分散しているが、物価引き下げ、減税を望むが二三%、バブルを吐き出させて賃上げをが一九・一%、賃上げで購買力の拡大をが一七・四%となっている。春闘賃上げ要求額については一万円以上が二八・八%、二万円以上が二二・六%、三万円以上が一五・六%となっている。

深刻化する不況の中で労働者の生活は圧迫されている。不況合理化を跳ね除けて労働条件の改善をめざして頑張ろう。

# 国庫負担はすし攻撃に立ち向かう

神奈川県学校事務労働組

私たちは公立の義務制小・中学校などに一々二名で仕事をしている学校事務職員が職種結集をして十三年前に結成した労働組合です。

学校事務労働者を組織してきた日教組は二十年前に、教員の給料を他の公務員労働者の二倍にするという田中角栄の発想で作られた「人材確保法」を飲み込んだことで組織内の少数異職種労働者である学校事務職員を切り捨て、教員組合としての純化を進めました。



国庫負担外し反対のデモ

私たちは学校事務労働者の利害を他人(日教組)のまかせにするのではなく、自分たち自身の労働組合を足場とした闘いを通じて労働者としての自立を目指しこの間自らの課題を闘ってきました。それと同時に、地域の民間労働者との交流・連帯を求め、外へ出て行く体制をとったのです。その中で「京セラ闘争」をはじめとした総評全国一般労働組合神奈川県地方連合の闘いなどと出会い、微力ながらそれらの

闘争を支える地域共闘の一翼を担ってきました。そうした地域共闘の間とともに一昨年、神奈川県労働組合共闘会議

## 第四回 連載 日注に基法 労基法改訂の骨格

昨年十二月二日中基

審答申と本年一月四日公布の省令によって、四月一日施行される改訂労基法の最終骨格が決った。主な内容は以下の通りだが、特に次の点を忘れないようにしたい。

第一、労基法の基準は「最低のものであるから」労働者と使用者が、対等の立場で決定すべきもの」は「その向上」についてである(法一、二条)。

(県共闘)を結成し、「反連合」の闘いに取り組んでいます。

ところで「国鉄分割・民営化」「国労つぶし」としてあった「行革」合理化攻撃」は私たちの上にも「国庫負担はすし」攻撃としてこの十年に渡

第二、今後打出される

政府のガイドライン、通達等に目を配り、職場での攻防に使いこなそう。

(一) 法定労働時間 九

七年四月全面的週四〇時間制をめざし、①週四〇

時間②猶予措置四四時間

③特例措置に準じた経過措置四六時間(九五年三

月まで)④特例措置(法

四〇条)四六時間、但し

五人未満の商業、接客娯

楽業は九五年三月まで四

八時間、とする。なお、

九七年四月以降の特例措

置の範囲、水準等そのあ

り方については、今回の

製造業等の十人未満の零

細企業に係る措置とは別

途に、九七年四月に向け

りかけられています。

これは「国庫負担制度(国と自治体が教職員の給料他を半分ずつ負担する)」を外して地方に財政を転嫁しようとする大蔵省の野望ですが、私たちはこの攻撃を「職の存在さえ脅かしかねない」

て検討する。

(二) 割増賃金率

法定休日(毎週少なくとも一回、又は四週四回)につき三五%。

(三) 裁量労働制

現行通達の五業務及び今後中基審の議を経て労働大臣の指定する業務。

(四) 変形労働時間制

①三ヵ月以上の上限は一日十時間、一週五二時間、休日は一週間に一日。

②三ヵ月を超える一年以内の上限は一日九時間、一週四八時間、休日は一週間に一日。③二年変形、一週非定型変形の猶予については規模百人以下で一週平均四二時間④育児等に配慮⑤年間休日の増

ものとして強い危機感を持ち、阻止のため全力で闘っています。そしてこの闘いに毎年、神奈川県連を中心とする大きな支援を受けております。

こうした関係性を更に発展させるべく、共にがんばりたいと思います。

を図るとの制度の趣旨が生かされるようガイドラインをつくる(又施行後に上限につき再検討)。

(五) 教職員の特例措置

①当分の間一週四四時間、一日八時間②学校五日制へのコンセンサスが得られるよう関係者等の努力。

(六) パート労働者の年

休付与日数。法定労働時間の短縮に見合う付与日数の見直し(週四日正規同様時間勤務で最低七日など)。

【お詫びと訂正】

前号この項で「労基法

政省令九五年四月一日施行」とあるのは、九四年

四月一日の誤りでした。